

介護保険サービスの内容(本ガイド掲載分)

※介護度等により利用できるサービスは異なります。

地域包括支援センター	主任ケアマネジャー・保健師(経験のある看護師)・社会福祉士等が中心となり、地域の身近な相談窓口として高齢者の支援を行う。(主な業務:介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント業務)
居宅介護支援事業所	ケアマネジャーが、本人の希望や状態に応じたケアプランを作成し、安心して介護サービスが利用できるよう調整や支援を行う。
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う。
訪問入浴介護	入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助を行う。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、病状観察や清潔ケア、医療的管理、リハビリテーション等を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、リハビリテーションを行う。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる。
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設(老健)や病院・診療所などで、リハビリテーションなどが日帰りで受けられる。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられる。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設(老健)などに短期間入所して、医療によるケアや介護、リハビリテーションが受けられる。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入所して、介護や機能訓練が受けられる。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	いつも介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。
介護老人保健施設 (老健)	病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。
福祉用具貸与	貸出しの対象となる福祉用具は、次の13種類。 ※介護度により種類が決まっているので担当のケアマネジャーと相談して下さい。 1.車いす 2.クッション・電動補助装置など一定の車いす付属品 3.特殊寝台 4.マットレス、サイドレールなど一定の特殊寝台付属品 5.褥そう(床ずれ)予防用具 6.体位変換器 7.手すり 8.スロープ 9.歩行器 10.歩行補助杖 11.認知症性老人徘徊感知機器 12.移動用リフト(吊り具を除く) 13.自動排泄処理装置
特定福祉用具販売	保険の対象となる福祉用具は、次の5種類。 1.腰掛便座 2.特殊尿器 3.入浴補助用具 4.簡易浴槽 5.移動用リフトの吊り具 ※利用限度額は、要介護度ごとの月々の利用限度額とは別に、年間10万円まで。 ※指定された業者以外から購入した場合は、福祉用具購入費が支給されないのをご注意ください。
【地域密着型】	住み慣れた地域で生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービス。 ※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限られる。
【地域密着型】 通所介護(デイサービス)	利用定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる。
【地域密着型】 認知症対応型通所介護	認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられる。
【地域密着型】 療養通所介護	常に看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者又はがん末期患者を対象にしたサービスで、利用者が通所介護の施設に通い、日帰りで提供します。
【地域密着型】 介護老人福祉施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	利用定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられる。 ※要支援1・2の方は利用できません。(すでに入所している方は利用できます)
【地域密着型】 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で介護やリハビリテーションが受けられる。 ※要支援1の方は利用できません。
【地域密着型】 小規模多機能型居宅介護	小規模な住宅型の施設への通所介護(デイサービス)を中心に利用しながら、必要に応じて訪問介護や宿泊(ショートステイ)のサービスを受けることができる。
【地域密着型】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミング等で受けられることができる。また、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。 ※要支援1・2の方は利用できません。